

自由金利型定期預金 M 型（スーパー定期）

<自動継続型・複利型>

1. <預金契約の成立>

当金庫は、お客さまからこの預金の取引に係る当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。

2. <自動継続>

(1) 自由金利型定期預金 M 型（スーパー定期）（以下「この預金」という）は、証書または通帳（以下「証書（通帳）」という）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金 M 型（スーパー定期）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

ただし、継続の回数は 99 回を限度とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止する時は、満期日（継続をした時はその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

3. <利 息>

(1) この預金の利息は、預入日（継続をした時は継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という）および証書（通帳）記載の利率（継続後の預金については第 2 条第 2 項の利率。以下「約定利率」という）によって 6 か月複利の方法により計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または、満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、この証書（通帳）とともに提出してください。

(2) 継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(3) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(4) 当金庫がお客さまからの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第 4 条第 3 項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます）によって 6 か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- | | |
|--------------|----------------|
| ア. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| イ. 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| ウ. 1年以上3年未満 | 約定利率×70% |
- ② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- | | |
|----------------|----------------|
| ア. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| イ. 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| ウ. 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| エ. 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| オ. 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| カ. 2年6か月以上4年未満 | 約定利率×90% |
- ③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- | | |
|----------------|----------------|
| ア. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| イ. 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| ウ. 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| エ. 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| オ. 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| カ. 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×80% |
| キ. 3年以上5年未満 | 約定利率×90% |
- ④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- | | |
|----------------|----------------|
| ア. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| イ. 6か月以上1年未満 | 約定利率×30% |
| ウ. 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×40% |
| エ. 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×50% |
| オ. 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×60% |
| カ. 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×70% |
| キ. 3年以上4年未満 | 約定利率×80% |
| ク. 4年以上5年未満 | 約定利率×90% |

※ 上記①～④で算出された解約利率≦普通預金利率のときは、普通預金利率を適用します。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上
令和3年6月1日